

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内 【1世帯あたり10万円】



**受給には手続きが必要です**



- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和3年度住民税非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯（家計急変世帯）を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給時期

東松山市が確認書(または申請書)を受付した日から2週間後が目安です。  
※振込前に支給決定通知書を送付します。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（下記のいずれかに当てはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**住民税が非課税**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し**住民税非課税相当**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

東松山市から確認書が届きます

**要返信**



※一部申請が必要な場合があります  
**提出期限：令和4年3月31日（木）**  
令和3年12月10日時点で住民登録のある方に、  
確認書を送付します。

詳しくは裏面「①」へ

**申請が必要です**

**申請期間：令和4年1月27日（木）  
～令和4年9月30日（金）**

申請時点で東松山市にお住まいの方は、  
東松山市社会福祉課にお問い合わせください。

詳しくは裏面「②」へ

**支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。**

# 給付金の支給手続

以下①②のいずれかに当てはまる世帯が対象です

## ① 令和3年度住民税非課税世帯

世帯の全ての方が令和3年1月1日以前から東松山市にお住まいの場合

対象となる世帯には、東松山市社会福祉課から、確認事項が書かれた確認書が届きます。

内容を確認し、**返信用封筒で返信してください。**

- 【確認事項】
- ①記載された口座情報に誤りがないか
  - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか
  - ③世帯の中に、所得があるのに未申告である方はいないか

世帯の中に**令和3年1月2日以降に東松山市に転入した方がいる**場合

給付金を受け取るには、申請が必要です。

**申請書と添付書類を**

**返信用封筒で返信してください。**



## ② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合：137万円以下

**申請が必要**です。

東松山市にお住まいの方は、東松山市社会福祉課にお問い合わせください。

**！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！




都道府県・市区町村・国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

東松山市社会福祉課

臨時特別給付金窓口（総合会館1階）

（令和4年3月31日まで開設）受付時間 平日8:30～17:15

 **0120-100-069**


最新情報は東松山市ホームページをご確認ください。



内閣府

給付金コールセンター

受付時間 9:00～20:00

 **0120-526-145**